

社会福祉法人等利用者負担軽減について

豊岡市高年介護課

1. 社会福祉法人等利用者負担軽減について

軽減を実施している社会福祉法人等事業者が提供する訪問介護、通所介護、短期入所、特別養護老人ホーム等を利用した際の負担額が軽減されます。

対象サービス利用者負担額、食費及び居住費(滞在費)の1/4(ただし、老齢福祉年金受給者は1/2、生活保護受給者は個室利用に係る居住費(滞在費)の全額)が軽減されます。

※施設入所者等に係る食費・居住費(滞在費)の軽減は特定入所者介護(予防)サービス費が支給されている場合に限りです。

2. 対象となる方

豊岡市介護保険の被保険者で「要支援」「要介護」の認定を受けている方(生活保護受給者を除く)のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 申請日の属する年度(4月から7月までの場合は、前年度)市民税非課税世帯に属し、老齢福祉年金を受給されている方(その全額について支給を停止されている方を除く)
- (2) 利用者負担が軽減されなければ生活保護受給者となる方
- (3) 上記のほか、次の要件のいずれにも該当する方
 - ①市民税非課税世帯に属し、年間収入金額が単身世帯では150万円、2人以上の世帯では150万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である方
 - ②預貯金等の額が単身世帯では350万円、2人以上の世帯では350万円に世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である方
 - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない方
 - ④負担能力のある(住民税が課税されている)親族等に扶養されていない方
 - ⑤介護保険料を滞納していない方

※該当するかどうか迷われる時は、申請をお願いします。

3. 社会福祉法人等利用者負担軽減を実施する事業所 (R4. 8～)

- ・ 豊岡市社会福祉協議会→(通所介護、地域密着型通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護)
- ・ 豊岡やなぎの里(塩津町)→(通所介護)
- ・ 加陽いちごの里(加陽)→(通所介護)
- ・ こうのとりの里(塩津町)→(介護老人福祉施設、短期入所生活介護)
- ・ たじま荘(日高町十戸)→(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護)
- ・ ことぶき苑(日高町祢布)→(訪問介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

※介護予防サービス、第1号事業も対象となる事業所があります。また、上記サービスを利用しても、利用する内容によっては、対象外の場合がありますので、事業所にお問い合わせください。

※その他市外にも実施する事業所があります。

4. 決定通知書の送付について

申請内容について調査及び審査を行い、決定通知を送付します。申請について承認の場合は確認証を同封しますので、確認証は事業者へ提示ください。